

OUTDOOR ADVERTISEMENT GUIDELINES

屋外広告物ガイドライン



CONTENTS

目次

1. はじめに	1
2. 屋外広告物ガイドラインとは	2
3. 屋外広告物ガイドラインの構成	4
4. 本市の屋外広告物景観の望ましい姿	6
5. 屋外広告物の景観形成方針・配慮事項	7
1) エリア別における屋外広告物の景観形成方針・配慮事項等	7
駅周辺（戸田公園駅、戸田駅、北戸田駅）	7
市のメイン通りの沿道（市役所南通り、北大通り等）	8
幹線道路沿道（国道17号・新大宮バイパス）	9
2) 種類別における屋外広告物の景観形成方針・配慮事項等	10
屋上利用広告物	10
壁面利用広告物	12
突出し広告物	15
建物から独立した広告物	17
その他の広告物（広告旗、立看板等）	18
3) 要素別における屋外広告物の景観形成方針・配慮事項等	20
色彩	20
照明	24
情報・総量	26
安全点検	28
公共的取組み	29

1. はじめに

ページ追加
 ・美しい都市づくりのためのデザインガイドライン
 ・第2次戸田市景観計画
 との関係を示すために追加。

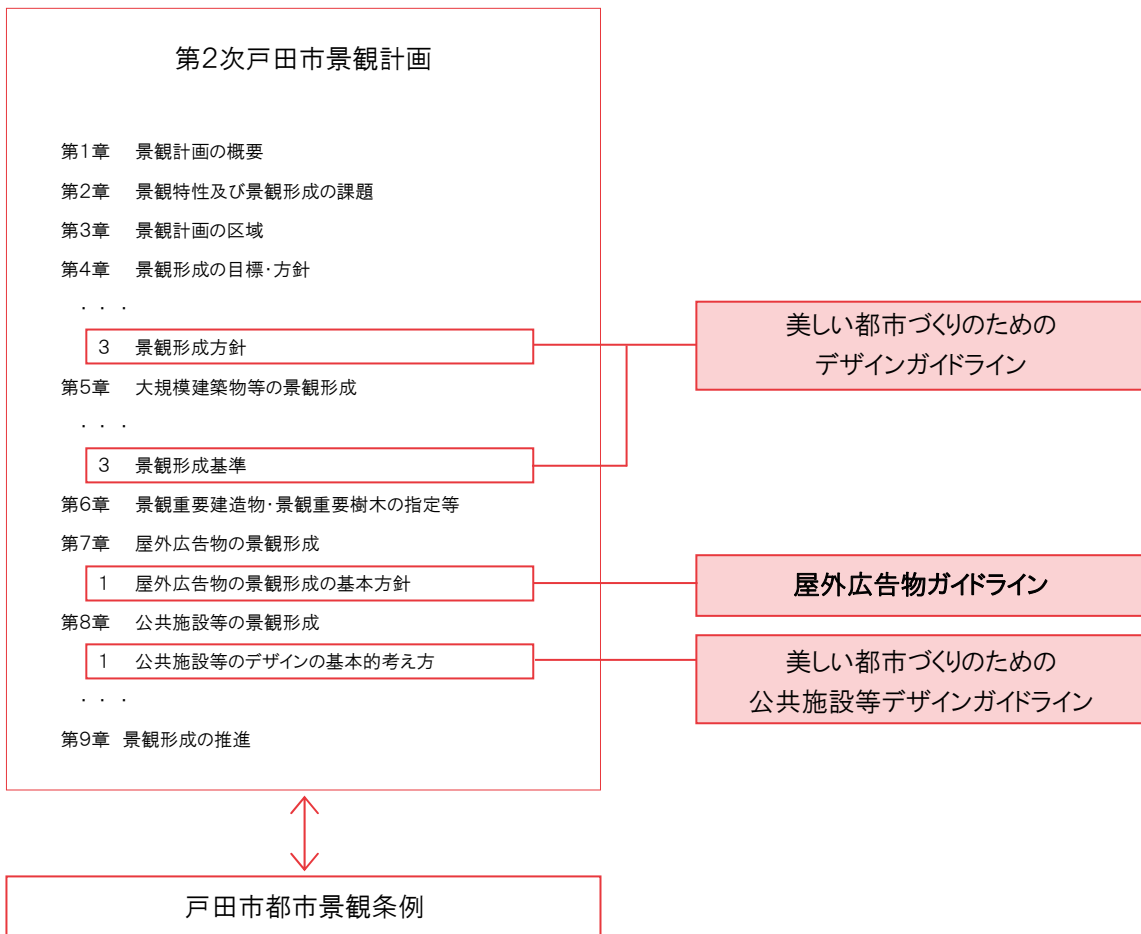
目的と位置づけ

戸田市では、これまで取り組んできた戸田市都市景観条例及び戸田市景観計画に基づく美しい都市づくりを継承し、より効果的な景観誘導を行うため、令和元年12月に第2次戸田市景観計画を策定しました。

第2次景観計画では“「季節とまちの息吹を感じる景観づくり」～住んでよし、働いてよし、訪れてよしのまちを目指して～”を景観形成の目標とし、この地で暮らし、働く人々が愛着と誇りを持ち、訪れる人々が魅力を感じるまちを目指して、次世代に引き継いでいくこととしています。景観形成の重要な要素である建築物や工作物は、単体としての美しさに加えて周辺環境と調和したデザインが求められます。市全域における建築物等のデザインの基本的考え方のもと、戸田らしい風景を創出していくには、市民・事業者・市の3者が協力して、さらなる景観の質的向上を図っていく必要があります。

(戸田市 美しい都市づくりのためのデザインガイドライン)

景観計画と各種ガイドラインの関係



2. 屋外広告物ガイドラインとは

削除

・第2次戸田市景観計画により目標が変化しているため。

修正

- ・文言整理「は」「において」
 - ・第2次戸田市景観計画に関する事項（日付、テーマ）
 - ・屋外広告物条例改正に関する事項
- 追記**
- ・第2次戸田市景観計画に関する事項

策定の主旨

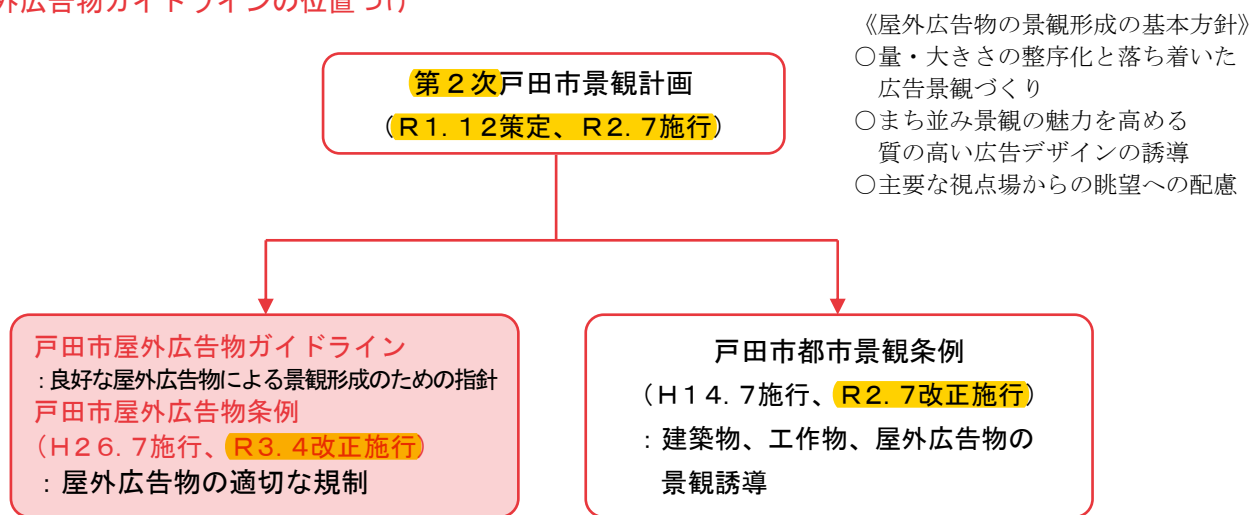
本市では、平成14年7月に「四季を彩るおしゃれな風景づくり」を目標に戸田市都市景観条例を施行し、景観形成の取組を進めてきました。また、平成21年4月に策定した戸田市景観計画において、景観形成に与える影響が大きい屋外広告物による景観形成の基本的な方針を掲げ、平成25年12月に戸田市屋外広告物条例を制定しました。

そこで、本市の屋外広告物の実態を踏まえたきめ細かな規制・誘導を図り、戸田市都市景観条例と両輪となって、建築物等と一体となった質の高い屋外広告物の景観形成を推進するために、屋外広告物ガイドラインを策定しました。

本ガイドラインは、広告主や事業者、設計者、市民など屋外広告物に関わりを持つすべての関係者が、それぞれの立場から屋外広告物による景観の向上を図ることを目的としています。

なお、令和元年12月に戸田市景観計画施行から10年を経過したことを機会として、新たに第2次戸田市景観計画を策定し、景観づくりを進めています。第2次戸田市景観計画の策定に伴い、本ガイドラインの一部を改定しています。

戸田市屋外広告物ガイドラインの位置づけ



- 《屋外広告物の景観形成の基本方針》
- 量・大きさの整序化と落ち着いた広告景観づくり
 - まち並み景観の魅力を高める質の高い広告デザインの誘導
 - 主要な視点場からの眺望への配慮

建築物等と一体となった質の高い屋外広告物景観の実現を目指して

- 本市の屋外広告物の実態を踏まえた、きめ細かな屋外広告物の規制・誘導
- 都市景観条例と屋外広告物条例を両輪とした、建築物等と屋外広告物の調和のとれた景観形成

本市の特性を踏まえた屋外広告物景観の望ましい姿

- ①季節とまちの息吹を感じる景観づくり
- ②にぎわいづくりへの貢献
- ③市街地の眺望への配慮

修正内容

前：四季の彩りを活かすおしゃれな屋外広告物

戸田市屋外広告物ガイドライン等の役割

本市の屋外広告物の特性を踏まえて、戸田市屋外広告物ガイドラインと戸田市屋外広告物条例の連携・補完により、望ましい屋外広告物による景観の実現を目指します。

●戸田市屋外広告物ガイドライン

本市の望ましい屋外広告物による景観の実現に向けた、景観形成の方針および配慮事項を示しています。

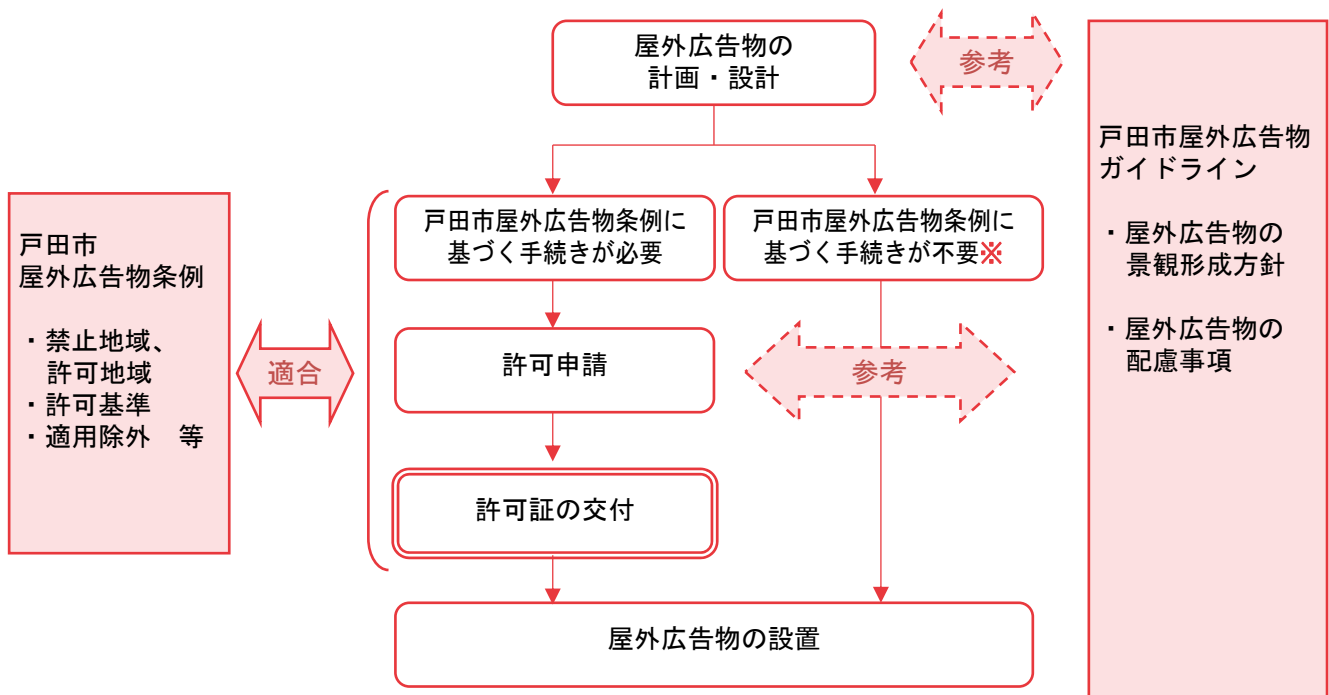
●戸田市屋外広告物条例

「良好な景観の形成又は風致の維持」、および「公衆に対する危害の防止」の観点から、一定の制限・基準化が望ましい項目について規制を行うものです。

戸田市屋外広告物ガイドライン等の使い方

- ・活用の対象者：屋外広告物に係る関係者（広告主、事業者、設計者等）
- ・対象行為：屋外広告物の表示・移動・内容変更
- ・使い方：屋外広告物ガイドラインは屋外広告物の計画・設計の際に屋外広告物に係る関係者が自主的に参考とするほか、戸田市屋外広告物条例に基づく手続きの際に本ガイドラインの内容を参考として下さい。

屋外広告物に係る手続きとガイドライン等の関係



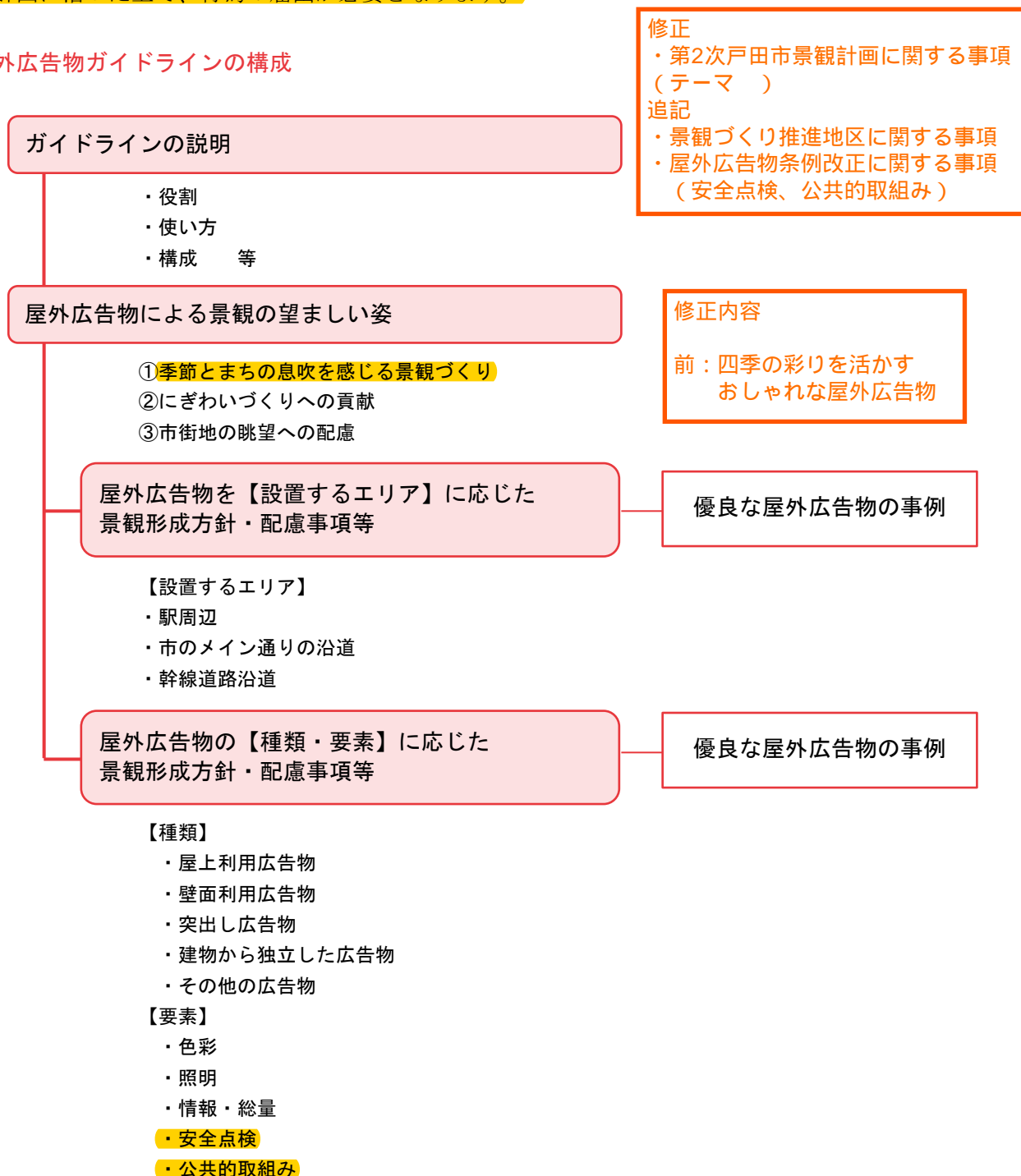
※「手続きが不要（適用除外）」であっても、基準に適合させる必要があります。

3. 屋外広告物ガイドラインの構成

本ガイドラインでは、戸田市における屋外広告物による景観の望ましい姿を示すとともに、屋外広告物を設置する際に考慮すべき具体的な配慮事項等について、屋外広告物を設置するエリアや種類・要素に応じて示しています。

なお、屋外広告物の設置にあたっては、戸田市屋外広告物条例に規定する基準等に適合させる必要があります。戸田市屋外広告物条例の基準の内容等については、「戸田市屋外広告物条例のしおり」を参照してください。**また、設置場所が「景観づくり推進地区」に該当する場合、屋外広告物の新設等の際は該当地区の景観づくり推進計画に沿った上で、行為の届出が必要となります。**

戸田市屋外広告物ガイドラインの構成



3. 屋外広告物ガイドラインの構成

ページ追加
 ・「戸田市屋外広告物条例のしおり」の事項
 ・「景観づくり推進地区」の事項
 内容充実のため追加。

<参考>

●戸田市屋外広告物条例のしおり

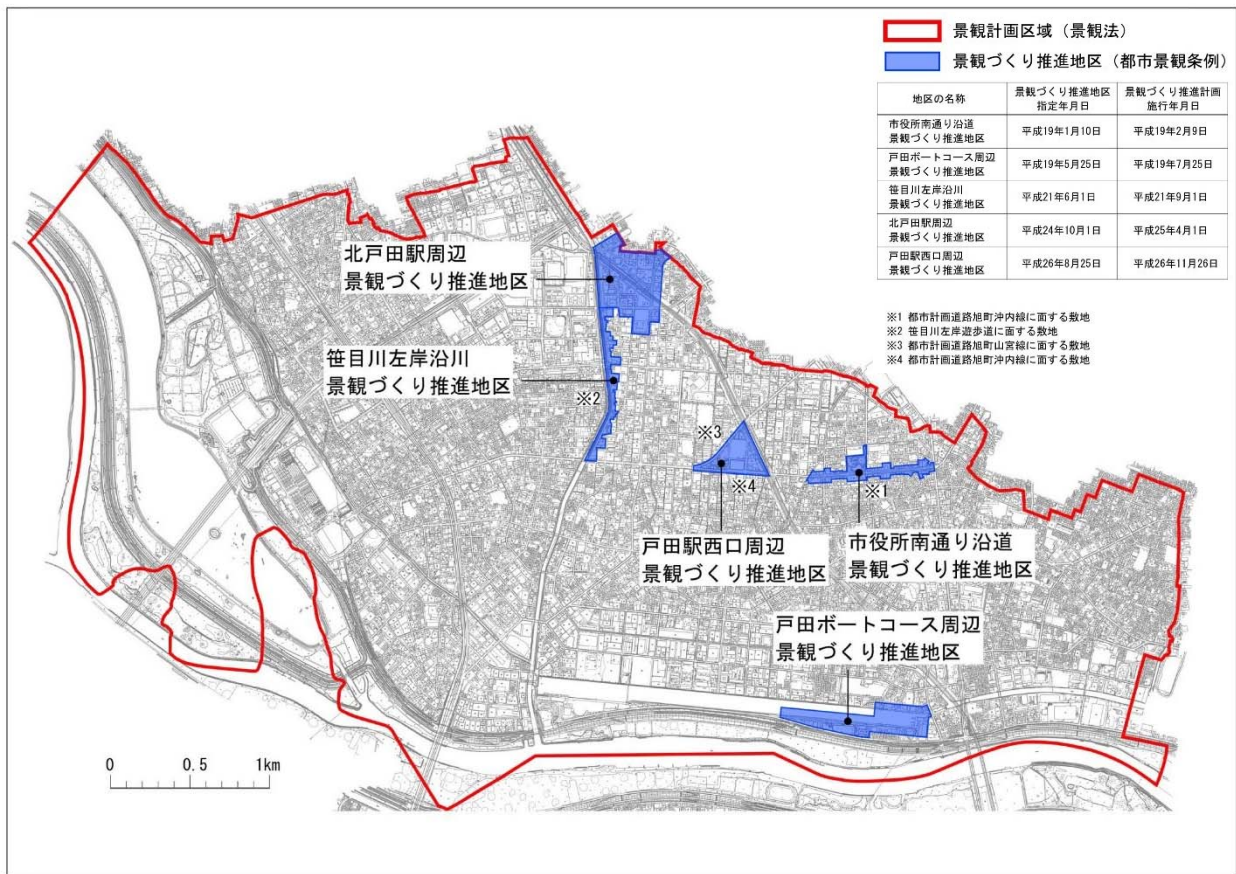
戸田市内で屋外広告物を出す場合のルール及び手続きについて、理解していただくことを目的に作成したものです。

屋外広告物の規制内容や、禁止地域・許可地域及び禁止物件に係ること、許可の基準等について記載しています。各種申請等を提出される際は必要書類を確認の上、手続きをしてください。



●景観づくり推進地区

戸田市都市景観条例に基づき、拠点的な地区やシンボルロード沿道など、戸田の顔となるような地区について、重点的に地区の特性を生かした景観づくりを推進するために、その地区を「景観づくり推進地区」として指定しています。



4. 本市の屋外広告物景観の望ましい姿

修正

・第2次戸田市景観計画に関する事項
(テーマ)

本市の屋外広告物の現状や景観特性を踏まえた、望ましい姿は以下のとおりです。

景観計画での屋外広告物の景観形成の基本方針

- 量・大きさの整序化と落ち着いた広告景観づくり
- まち並み景観の魅力を高める質の高い広告デザインの誘導
- 主要な視点場からの眺望への配慮

本市の特性を踏まえた屋外広告物景観の望ましい姿

①季節とまちの息吹を感じる景観づくり

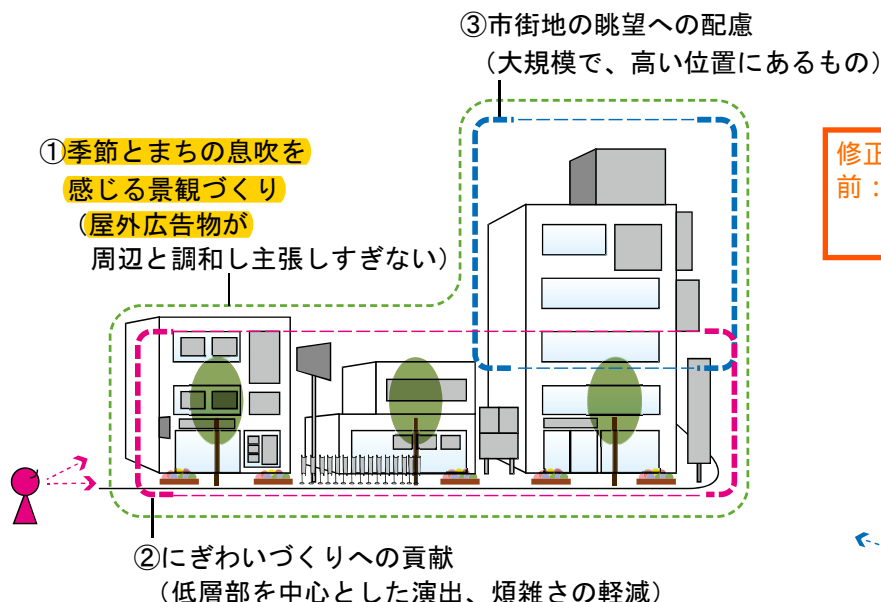
季節とまちの息吹を感じる景観づくりのためには、四季がもたらす自然資源を活かしつつ、人々の活動が生み出す活気が必要であり、屋外広告物が景観のなかで主張しすぎないことが望まれます。戸田市の落ち着いた市街地景観に配慮し、まち並みや建物をすっきり見せます。

②にぎわいづくりへの貢献

生活の拠点でもあり景観の核となる駅周辺や主要な道路の沿道などでは、店舗等を訪れる人のにぎわいを活かせるよう、屋外広告物は、歩行者にとって視線(目線)の中心となる低層部を中心にまち並みを演出し、煩雑にならないようにします。

③市街地の眺望への配慮

本市は平坦な地形であり、市街地からの眺めや埼京線等の高い位置からの眺めからの視界が開けています。そのため、眺めに対して影響が大きい大規模で高い位置へ設置する屋外広告物は控えるよう配慮します。



修正内容

前： 四季の彩りを活かすおしゃれな屋外広告物
四季を彩るおしゃれな風景づくりのためには、水と緑などの自然資源を活かした景観形成が必要であり、...

修正内容

前： 四季の彩りを活かすおしゃれな屋外広告物

5. 屋外広告物の景観形成方針・配慮事項

1) エリア別における屋外広告物の景観形成方針・配慮事項等

駅周辺（戸田公園駅、戸田駅、北戸田駅）

●景観形成方針

広告物相互の統一感や設置する建物との調和や周囲の景観に配慮する。

●配慮事項

①大きさや設置場所、色彩等に統一感を持たせる

・設置する建物で屋外広告物の規格を揃えること

→商業・業務ビルやマンション等で各店舗の屋外広告物が不統一でバラバラに設置されると、煩雑な印象を与えます。建物単位で大きさや設置場所、色彩等に統一感を持たせて、すっきりした駅前景観に十分配慮してください。



店舗間で屋外広告物の規格を揃えた商業・業務ビル



マンションの雰囲気を壊さないようデザインされた店舗と屋外広告物（戸田市）

②市街地の眺めに配慮した規模や高さとする

・周辺の建物等から突出しないこと

→駅前や電車の車窓からの眺めのなかで、大規模なものや屋上など高い位置のもの、派手な色彩のものは周囲から突出して見えるため、設置を控えてください。



駅前の商業施設で屋上利用広告物の設置を制限している

市のメイン通りの沿道（市役所南通り、北大通り等）

●景観形成方針

沿道の建物や街路樹などの通りの景観を構成する要素との調和に配慮しつつ、にぎわいを演出する。

●配慮事項

①店舗のファサード※1やディスプレイを引き立てる

- ・店舗デザインと一体となっておしゃれな雰囲気をつくります

→市のメイン通りでは、主に歩行者を対象とした屋外広告物が設置されています。そのため、屋外広告物は店舗と一体となったデザインとし、店舗の個性を演出しながら、通りのにぎわいや憩いを感じられる景観の創出に配慮してください。



通りのにぎわいづくりに配慮して、店先の演出を阻害しない屋外広告物



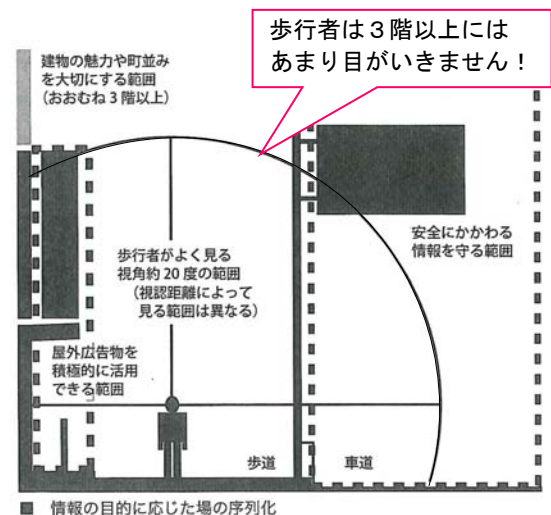
店舗の雰囲気づくりにも役立っている屋外広告物（左側：戸田市）

（参考）歩行者がよく見る範囲

②建物や街路樹との関係に配慮する

- ・屋外広告物は建物や街路樹の高さを超えないこと

→通りの景観は、見通しのある連続的な景観であり、低層部の店舗や建物、街路樹などが景観を印象づけています。そのため、屋外広告物は主張しすぎず、1、2階程度に集約するなどして、建物や街路樹の高さを超えるものは控えてください。



※1 建物の正面の外観

（出典：屋外広告の知識 デザイン編
／「屋外広告の知識」編集委員会）

幹線道路沿道（国道17号・新大宮バイパス）

●景観形成方針

数や大きさだけを考えるのではなく、効果的で景観にも配慮した設置を心掛ける。

●配慮事項

①交通の安全に配慮しつつ、見やすい場所に集約して配置する

・ドライバー等からの視点を考慮し効果的に設置すること

→幹線道路沿道では、屋外広告物に目を向けさせるため、沿道の店舗が競い合うように屋外広告物を設置すると、屋外広告物が乱立しがちです。運転中に得られる情報量には限界があるため、屋外広告物の数や大きさに頼るのではなく、目につきやすい場所に屋外広告物を集約して設置するよう配慮してください。

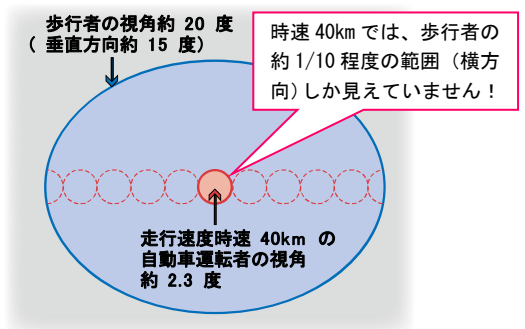
また、幹線道路沿道の屋外広告物により、道路標識の視認性が損なわれると交通安全上危険であるため、設置には十分配慮してください。

さらに、交差点付近に屋外広告物を設置する際には、ドライバー等の信号機への視認性を低下させ、交通安全上危険であるという点にも、十分配慮してください。



集約して設置した屋外広告物

（参考）歩行者の視角と自動車運転者の視角（85%値）



（出典：屋外広告の知識 デザイン編
／「屋外広告の知識」編集委員会）

②一つ一つの屋外広告物を控えめにする

・過剰な大きさや派手な色彩は控えること

→幹線道路沿道の店舗などでは、自社をアピールするため、過剰な大きさや色彩を用いたり、建物全面を広告とするような例も見受けられます。これらは、見る人に与える印象を低下させることにもなりかねないため、過剰な大きさや派手な色彩は控えてください。

2) 種類別における屋外広告物の景観形成方針・配慮事項等

屋上利用広告物

●景観形成方針

屋上利用広告物は、突出した印象を与えず周辺景観との調和を図れるよう、配置・規模に配慮する。

●配慮事項

①高い場所に設置する屋上利用広告は見る人の視野を乱しやすい
ため、設置を控えるなど配慮する

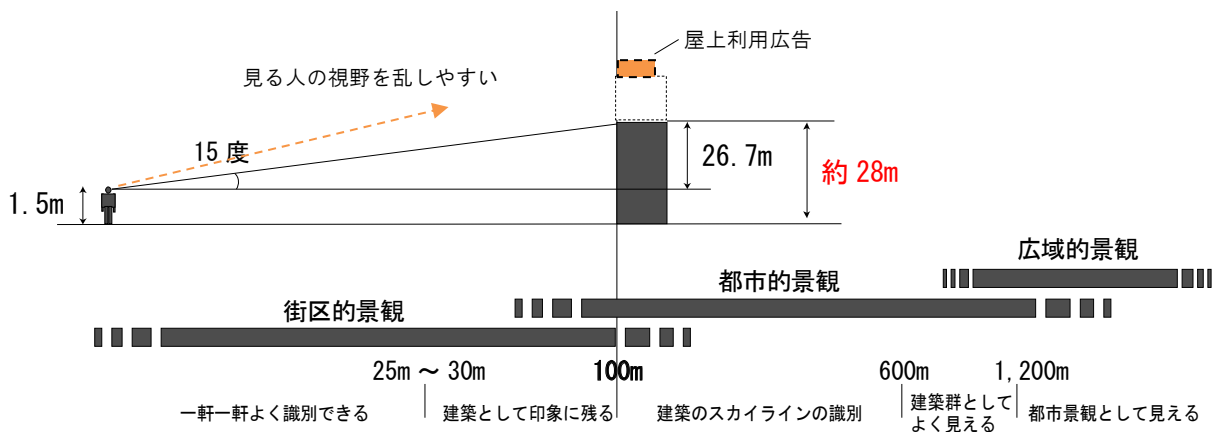
・高い場所への屋上利用広告物の設置は極力控える

→見る人の視野（通常目を動かしている範囲）から外れる高さ 28m
以上の位置に屋外広告物を設置することは、見る人の視野を乱し
やすく、交通安全上も危険となる可能性があるため、極力設置を
控えてください。



屋上利用広告の撤去・修景の事例
(出典：第2回港区景観街づくり賞特別賞)

(参考) 見る人の視野を乱しやすい広告物の高さ



(出典：屋外広告の知識 デザイン編 / 「屋外広告の知識」編集委員会 を基に作成)

②景観への影響や視認性の観点から、高い場所に設置する場合には控えめなデザインとする

- ・屋上利用広告物を設置する場合には、屋外広告物の大きさや高さ、色彩、デザイン等に配慮すること

→屋上利用広告物は必要最小限の大きさとし、周辺の建築物等の高さから突出しないように配慮してください。また、高彩度色は周囲の景観から突出しやすいため、落ちついた色彩とするか使用する面積をできるだけ小さくしてください。さらに、遠距離からの視認距離を考慮し、表示する情報を厳選したり、多色使いを避けるなど、シンプルなデザインとすることが望まれます。

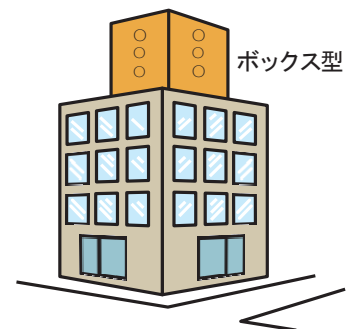


表示内容を少なくし、地色を控えめにしたシンプルな屋外広告物（戸田市）

③建物とのバランスを考える

- ・屋外広告物の形状は、高さを横幅より短くすること
- ・屋外広告物の高さは建物の1層分以下に抑えること

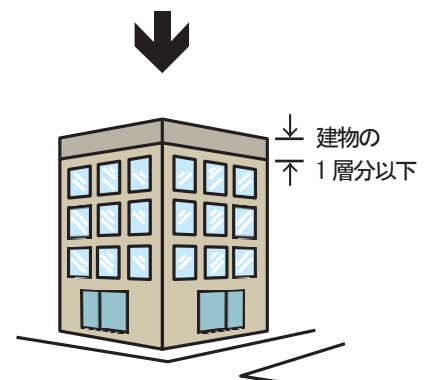
→縦長の屋上利用広告は景観上望ましくないことから、できるだけ高く（縦／横の比率が大きく）ならないようにしてください。



④建物との一体感を考慮する

- ・建物の色彩と同系色の色彩とすること
- ・壁面と広告物の面を揃えること
- ・特殊な形状を用いないこと

→色彩が鮮やかである屋外広告は周囲から突出した印象を与えるため、建物と同系色でかつ明度・彩度※2を落としてください。また、ボックス型の屋上利用広告は、建物との一体感を損ねるため、建物の壁面と屋外広告物の面をおおむね揃えた一体感のある屋外広告物としてください。



設置する場合は、建物とのバランスや一体感を考慮すること

※2 明度：色の明るさの度合い
彩度：色の鮮やかさの度合い

壁面利用広告物

●景観形成方針

壁面利用広告物は、すっきりとした印象を与えるように、大きさや色彩、配置等に配慮する。

●配慮事項

①屋外広告物の位置や大きさ、色彩を揃える

- ・1つの建物に複数の屋外広告物を設置する場合には、整然とした配置や部分的に色彩を揃えること

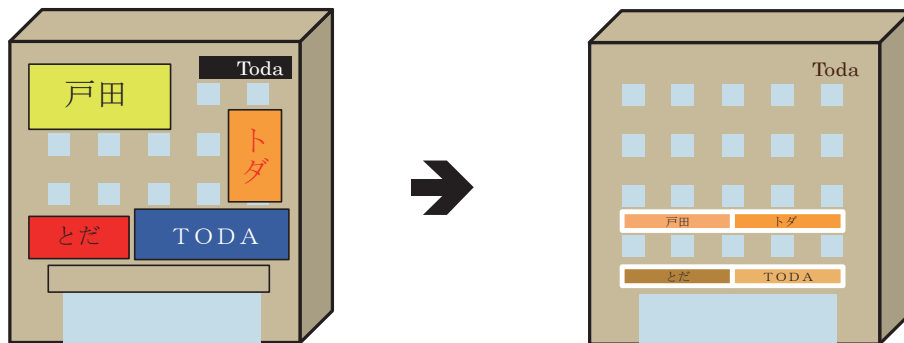
→複数の屋外広告物がバラバラに設置されると、無秩序な印象を与えます。ビルオーナーが一括管理したり、テナント間で連携・調整するなどして統一感ある広告物にすることが望まれます。



大きさを統一した壁面利用広告物

- ・大きさ、設置高さ、色彩で突出した印象を与えないようにすること

→表示面積が大きく、かつ、高い位置に設置された屋外広告物は、周囲の景観から突出しやすく建物との調和も乱しやすいため、大きさや設置高さに配慮してください。また、威圧感のある低明度色や派手な高彩度色を使用する場合には面積をできるだけ小さくしてください。



建物で屋外広告物の位置や大きさ、色彩を揃える

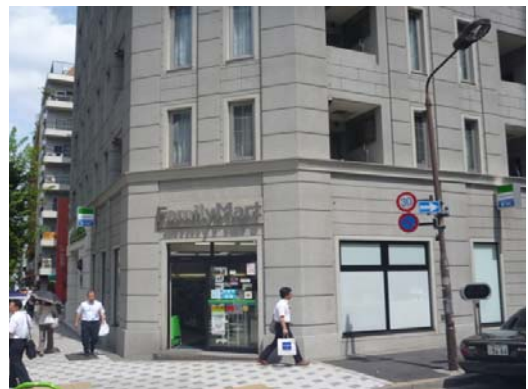
②建物との一体感を考慮する

- ・切り文字にしたり、窓枠に合わせた配置にするなどして建物との一体感を出すこと

→屋外広告物が建物から突出しないよう、切り文字にするなどして建物との一体感を出してください。



外壁と一体的に見せ、重厚な雰囲気をつくる切り文字の屋外広告物



建物と一体的にデザインされ、すっきりとした印象の屋外広告物



(戸田市)



緑を採り入れて店舗の雰囲気をつくる屋外広告物 (戸田市)



店舗全体で雰囲気をつくっている (戸田市)

③設置数を抑える

- ・建物1棟に設置する壁面利用広告物は必要最小限とすること

→建物1棟で複数の広告物が設置されていると煩雑な印象を与えるため、建物に設置する屋外広告物の設置数を抑えてください。



規模を抑え、集約化をはかることで、すっきりとした印象の屋外広告物



建物の表情を隠さない屋外広告物



設置数を抑えた屋外広告物



建物と一体的なデザインとしている

突出し広告物

●景観形成方針

歩行者が心地良く歩けるように、突出し広告物は統一感を持たせる。

●配慮事項

①大きさや設置数を必要最小限とする

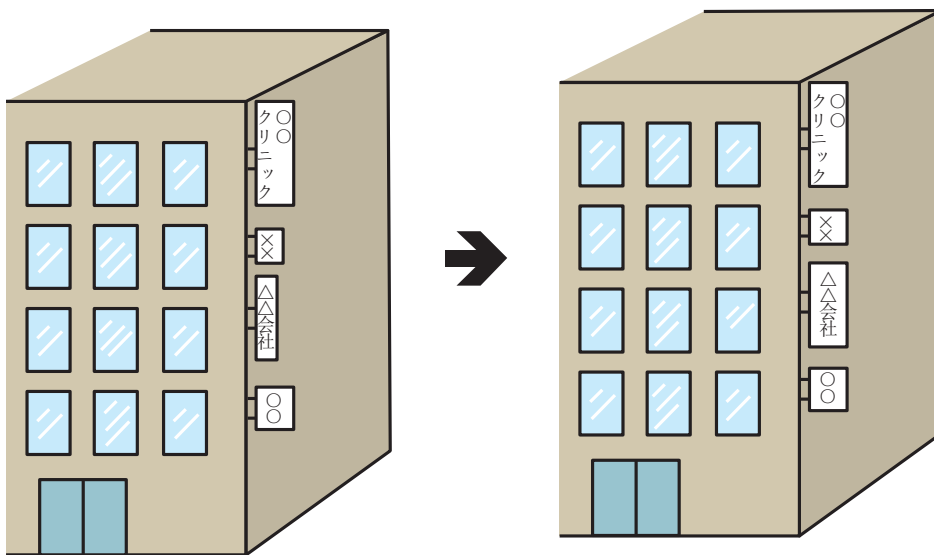
- ・建物の外壁線を乱さないように大きさや設置数を必要最小限とすること

→突出し広告物が無秩序に設置されることにより、建物の外壁線が乱れてまち並み景観が阻害されるため、壁面利用広告物へ機能を分担するなどして、大きさや設置数を必要最小限としてください。

②突出し幅を整える

- ・周辺の突出し広告物の突出し幅に合わせるよう突出し幅を整えること

→突出し広告物間の間隔が狭く、突出し幅が不揃いになると煩雑な印象を与えます。周辺の突出し広告物の突出し幅を整えるように配慮してください。



突出し広告物の幅を整える

5. 屋外広告物の景観形成方針・配慮事項/突出し広告物

修正
・屋外広告物条例改正に関する事項
(安全点検)



表示面積を抑えた屋外広告物

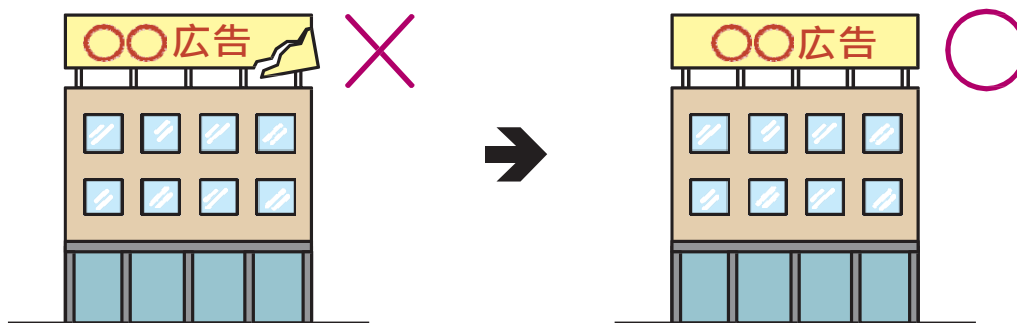


形状や色彩を統一した屋外広告物

③歩行者の安全を確保するために維持管理に留意する

- ・劣化する前に、早めの維持管理対策を**行う**こと

→歩道上もしくは歩道際に設置されている屋外広告物については、震災等が発生した場合の落下等を防ぐため、**維持管理対策として、定期的な安全点検を実施してください。**



修正内容
・屋外広告物条例改正に関する事項(安全点検の義務化)
前:「心掛ける」
後:「行う」
前:早めの維持管理対策を心掛けてください。
後:維持管理対策として、定期的な安全点検を実施してください。

建物から独立した広告物

●景観形成方針

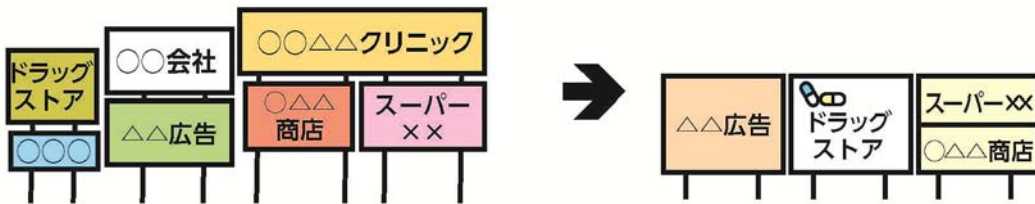
まち並みを乱さないよう、設置数・大きさに配慮する。

●配慮事項

①設置数を抑える

- ・一箇所に設置する屋外広告物の設置数を抑えること

→交差点付近や駅前などで一箇所に多数の屋外広告物が掲出されると、まち並みを乱します。一箇所に設置する屋外広告物の設置数を抑えてください。



一箇所での設置数を少なくする

②形状や色彩の統一を図る

- ・特殊な形状は避け、色彩を整えること

→特殊な形状や色彩使いのサインポール等は煩雑な印象を与えます。屋外広告物を同じ形状としたり、落ち着いた色彩やポールの色を揃えるなどの統一を図ってください。



屋外広告物を集約し、落ち着いた色彩としている

③大きさを抑制感を与えない

- ・必要以上に大きな屋外広告物を設置しないこと

→大きな広告板やサインポールは、まち並みに圧迫感を与えます。屋外広告物は必要最低限の大きさとして、周囲に圧迫感を与えないよう配慮してください。

その他の広告物（広告旗、立看板等）

●景観形成方針

歩行者に煩雑な印象を与えないように節度のある設置を心掛ける。

●配慮事項

①設置数を抑える

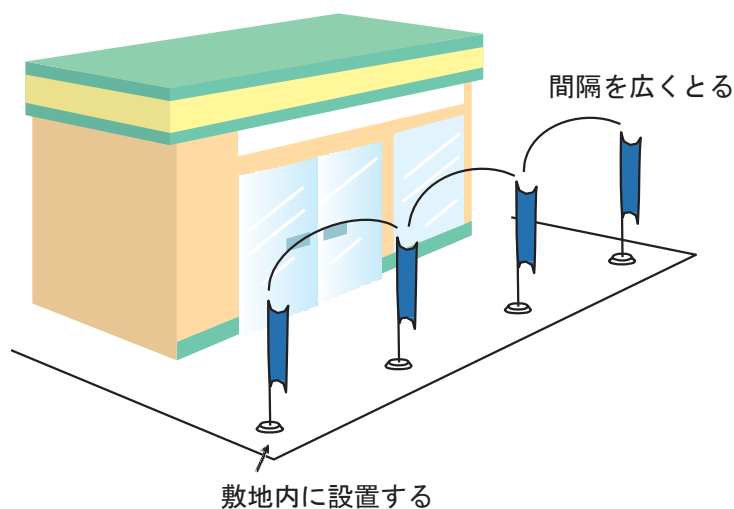
- ・一箇所に設置されている屋外広告物の数量を抑えること

→店舗等で一箇所に多数の広告旗や立看板等が設置されていると、煩雑な印象を与えます。通行者から見やすいように設置間隔を広くとるなどし、一箇所に設置する屋外広告物の数量を抑えてください。

②広告旗は道路上に出ないように設置する

- ・歩行者等の通行の妨げとならないよう、道路との境界から広告物の横幅以上離れた位置に設置すること

→広告旗などが歩道上に設置されてしまうと、歩行者等の通行の妨げとなります。広告旗や立看板等は道路上には設置せず、敷地内においても道路側に突き出すことがないように、歩行者等の通行の妨げとならない配置としてください。

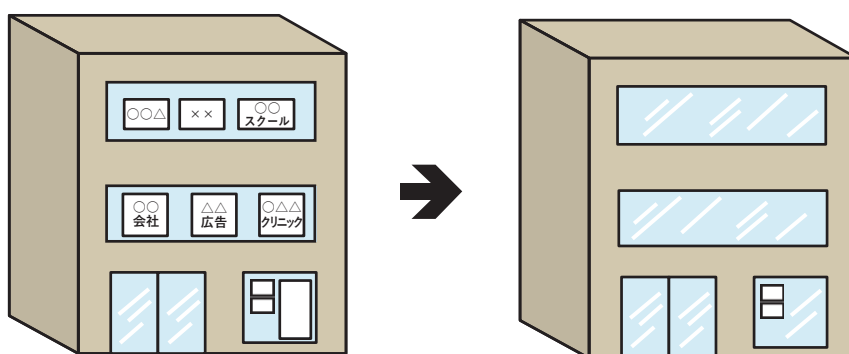


相互間の距離を5m以上とする（3個以下の場合を除く。）
設置数を抑え、歩行者等の通行の妨げとならない配置とする

③屋内でも窓面を覆うような広告物の設置は避ける

- ・ 窓の内側の広告物に関しても、採光の確保や景観への影響を考慮し、設置する量を減らすこと

→店舗等の建物では、窓の内側に設置された多くの広告物が建物の景観を乱すとともに、煩雑な印象を与えます。
窓面の内側を覆うような広告物の設置は避けてください。



窓面の内側の広告物の量を減らす



窓面の内側を利用した広告物等により、すっきりとした印象としている

5. 屋外広告物の景観形成方針・配慮事項/色彩

修正

「建物外装色調査結果」に関する事項

前：戸田市 美しい都市づくりのためのまちの彩りガイドライン
(ガイドライン統合により廃版のため修正)

後：戸田市都市景観形成色彩調査に基づく調査結果 (H14年度)

3) 要素別における屋外広告物の景観形成方針・配慮事項等

色彩

●景観形成方針

屋外広告物の色彩は、設置する建物や周囲の景観との調和を図る。

●配慮事項

①屋上利用広告物・壁面利用広告物・突出し広告物は、外壁基調色に調和する色彩となるように配慮する

・建物の外壁で用いられている色彩と著しくかけ離れる色彩は避けて、建物全体の調和を保つこと

→建物に設置される屋外広告物の色彩が建物の外壁色から突出すると、建物全体の印象を低下させることにもなりかねません。そのため、屋外広告物の色彩は建物全体との調和に配慮してください。

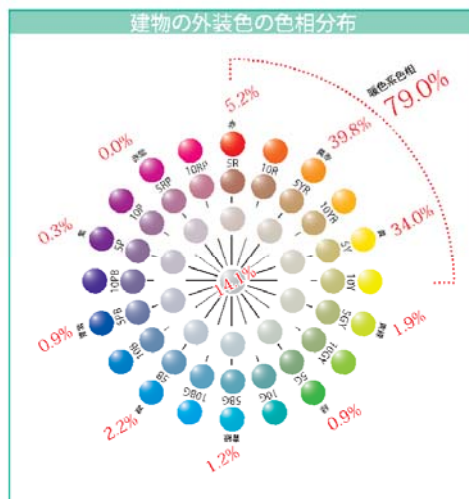
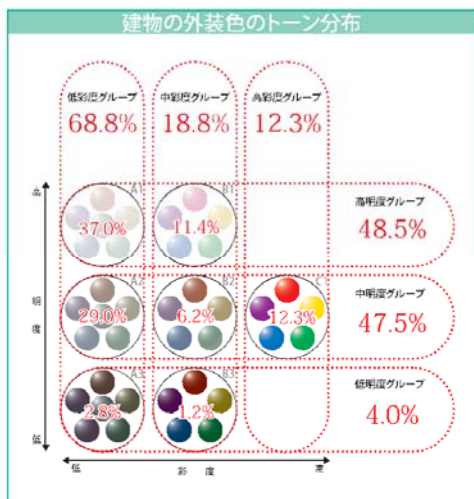


建物の壁面と同系色で小ぶりの屋外広告物として店舗の雰囲気を出している

→屋外広告物の地色はできるだけ外壁基調色に馴染む(融和)色彩とし、色の明るさや濃淡でアクセントをつけてください。

→著しく鮮やかな色や蛍光色は用いないようにしてください。また、切り文字として面積を小さくしたり、反転表示(文字色と地色を反転)させたり、最も重要な色以外を無彩色で表現するなどによって印象を和らげることができます。

《建物外装色調査結果》



本市の建物外装色は暖色系で控えめなものが多く、高彩度は建物の基調色にはありません。屋外広告物の色彩は落ち着いた建物外装色との調和に配慮したものとしましょう。

(戸田市都市景観形成色彩調査に基づく調査結果 (H14年度))



地色が建物の壁面の色と近いものとしている



建物と一体的に色や形状をデザインしている
(出典：景観整備機構社団法人 大阪府建築士会まちづくり分科会、平成21年度住まい・まちづくり担い手事業活動報告書)



屋外広告物の地色を建物の壁面の色に近い白にして、馴染ませている（戸田市）



②周囲から突出する鮮やかな色彩は控える

- ・まち並みのなかで不調和を起こしやすい高彩度色はできるだけ使用しないこと

→赤や黄、青などの原色に近い色の屋外広告物は、まち並みから突出しています。C Iカラー（企業や団体のシンボルカラー）などでも、地色と文字色を反転するなど高彩度色を用いる面積を極力少なくしてください。

→特に、表示面積が大きく、かつ、高い位置に設置された屋外広告物は、周囲の景観から突出しやすく通行者の視線を集めて交通安全上も危険となる可能性があるため、彩度を低くしたり、高彩度色を使用する場合には面積をできるだけ小さくしてください。

→屋外広告物の表示面積の3分の1以上を占める部分の色彩は、次の基準に適合するように努めてください。

- ・色相がR、YR、Yである場合：彩度8以下
- ・上記以外の色相である場合：彩度6以下

5. 屋外広告物の景観形成方針・配慮事項/色彩



(戸田市)



店舗名や企業カラーを箱文字などで表現している



企業カラーの色の組み合わせを維持しながらも、文字色と地色を反転させて印象を和らげている



彩度8以下

赤や黄色の彩度（鮮やかさ）を低く抑えている

修正

- ・名称変更

前：「美しい都市づくりのためのまちの彩りガイドライン」

後：「美しい都市づくりのためのデザインガイドライン」

- ・図の差替え

③過度な色彩表現は避ける

- ・使用する色は厳選し、洗練されたデザインとすること

→幹線道路沿道などで、過度な色彩表現の屋外広告物や交通標識の視認を妨げるような配色の屋外広告物が設置されることにより、沿道景観を乱している例があります。そのため、屋外広告物を設置する際には、過度な色彩表現は避けるなど、周囲の景観とのつながりを十分に考慮してください。また、多色使いは避けてシンプルなデザインとした方が視認性も印象もよくなります。



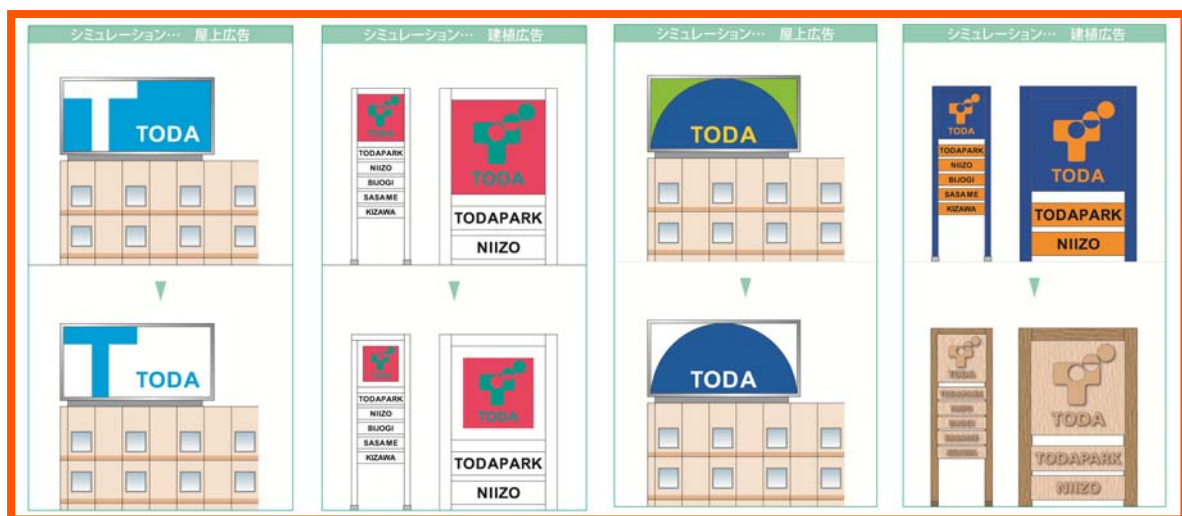
多色使いなどの過度な色彩表現は避けて、かつ周囲の建物間で色彩を合わせた例
(戸田市 **美しい都市づくりのためのデザインガイドライン**)

④屋外広告物相互の色彩の調和に配慮する

- ・複数の屋外広告物を設置する場合には、広告物相互の色彩の調和を図ること

→建物の壁面などに複数の屋外広告物を設置する場合や独立した屋外広告物を複数設置する場合には、様々な色彩が混在することにより煩雑な印象になりやすいため、類似色を用いたり、トーン※3を合わせるなどの方法で色彩の調和に配慮してください。

《屋外広告物の色彩デザインの例》



おしゃれな景観づくりのための屋外広告物の彩り例
(戸田市 **美しい都市づくりのためのデザインガイドライン**)

※3 色調のことで、明度（色の明るい、暗い）と彩度（色の鮮やか、穏やか）の両方を組み合わせた色の分類

照明

●景観形成方針

屋外広告物に用いる照明は、落ち着いた夜間景観を損ねないような表現を心掛ける。

●配慮事項

①光源の点滅などによる過度な演出は避ける

・点滅を繰り返す装飾用の照明などの使用は控えること

→飲食店や遊戯施設等で夜間に人目を引くため点滅する照明を装飾し、周囲の落ち着いた夜間景観を阻害している例があります。過度な演出は控え、店舗と一体となった照明や周囲の夜間景観を損ねない方法としてください。

→特に、道路上に突き出した屋外広告物や建物の敷地以外の空地や農地に設置する屋外広告物は、通行者の視線を集めやすく交通安全上も危険となるおそれがあるため、光源の点滅や動画を伴うような広告表現は行わないようにしてください。

②周囲の夜間景観に合った照明を用いる

・落ち着いた夜間景観を阻害する照明は控えること

→住宅地での明るすぎる照明を伴った屋外広告物は、落ち着いた夜間景観から突出した印象を与えます。また、交差点付近では赤色や黄色の光は信号機と混同されるとともに、高輝度な光は信号機の視認性を低下させるおそれもあります。周囲の夜間景観に配慮して明るすぎる照明を控えるとともに、交差点付近では信号機と混同する光色の照明や高輝度な照明は用いないでください。



周囲の夜間景観に合った屋外広告物（戸田市）

・広告としての過度なイルミネーションやサーチライトの使用を控えること

→イルミネーションやサーチライトは周辺の夜間景観を乱しやすく、また、これらによる過度な演出は住民の不快感やエネルギーの浪費等にもつながるため、これらの使用は控えてください。

追加
「美しい都市づくりのためのデザインガイドライン」に関する事項
・照明選びのポイント

③照明の余分な点灯時間を控える

- ・店舗の営業時間と点灯時間を揃えて夜間景観に配慮すること

→夜間景観に配慮して、店舗の営業時間外は屋外広告物の照明を消すなど余分な点灯を控えてください。

④可変表示式屋外広告物はまち並み景観への影響が大きいため設置に配慮する

- ・可変表示式屋外広告は、非常に目を引くため、設置の際には大きさや設置位置に配慮すること

→デジタルサイネージ※4やプロジェクター広告※5、動画を伴う看板や電光掲示板等の可変表示式屋外広告はまち並み景観への影響が大きいため、周辺のまち並みから突出するような過度な大きさや高い位置での設置等を避け、輝度や広告を流す時間帯についても配慮してください。

※4 ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称
 ※5 プロジェクターを利用して、広告内容を道路や建物に投影する広告

<屋外広告物等に用いる照明選びのポイント>

(戸田市 美しい都市づくりのためのデザインガイドライン P54)

～暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出しましょう。～

色温度の高い光（白～青みがかった光）の下では緊張感や高揚感を、色温度の低い光（赤みがかった光）の下では落ち着きや安らぎを感じるものです。夜間のアクティビティにふさわしい色温度を設定しましょう。

色温度とは、光源の光色を表す数値であり、単位はケルビン(K)で表示されます。数値が小さい（色温度が低い）ほど赤みを帯びた光、数値が大きい（色温度が高い）ほど青みを帯びた光であることを示しています。



暖かみのある光源を用い、夜間景観を演出している。(戸田市)

情報・総量

●景観形成方針

屋外広告物に掲載する情報は、見る側に分かりやすいように情報を整理することを心掛ける。

●配慮事項

①情報を集約したり取捨選択する

- ・屋外広告物に掲示する情報量は必要最小限に抑えること

→一つの屋外広告物に企業名や住所、連絡先、売り文句など大量の情報が詰め込まれると、それらの内容を瞬時に読み取ることが難しい上、まち並み景観を阻害するものもあります。また、歩行者やドライバーなどが認知する情報量には限度があるため、掲示する情報を厳選して効果的で景観にもよい屋外広告物となるよう配慮してください。



集約して設置した屋外広告物

②見やすいデザインとする

- ・写真などを背景に使用するのは避けて、メリハリをつけたデザインを心掛けること

→写真やイラストを過度に大きく使用すると、まち並みに馴染みにくいばかりか、必要な情報が得にくいこともあります。屋外広告物は見やすさを重視して、メリハリのあるデザインを心掛けてください。



見やすいデザインとなっている屋外広告物（戸田市）

③屋外広告物を集約化させるなどして敷地単位での総量が多くならないように配慮する

・敷地単位での屋外広告物の総量を抑えること

→個別の屋外広告物の基準を満たしても、敷地単位でみたときには総量が多くなり、景観を乱してしまう可能性があります。まち並み景観に配慮するため、敷地内での屋外広告物の総量を抑えてください。

建物の配置などを考慮し、通行者の目が行きにくい場所では屋外広告物の設置を控えたり、1つの屋外広告物に絞るなどの方法により屋外広告物の総量を抑えてください。



敷地内の屋外広告物の総量を抑えている
(戸田市)



一つのビルで集約して設置した屋外広告物



道路から見やすい位置に集約して設置した屋外広告物

安全点検

●景観形成方針

屋外広告物の落下や倒壊による事故を防止するため、適切な点検の実施を行う。

●配慮事項

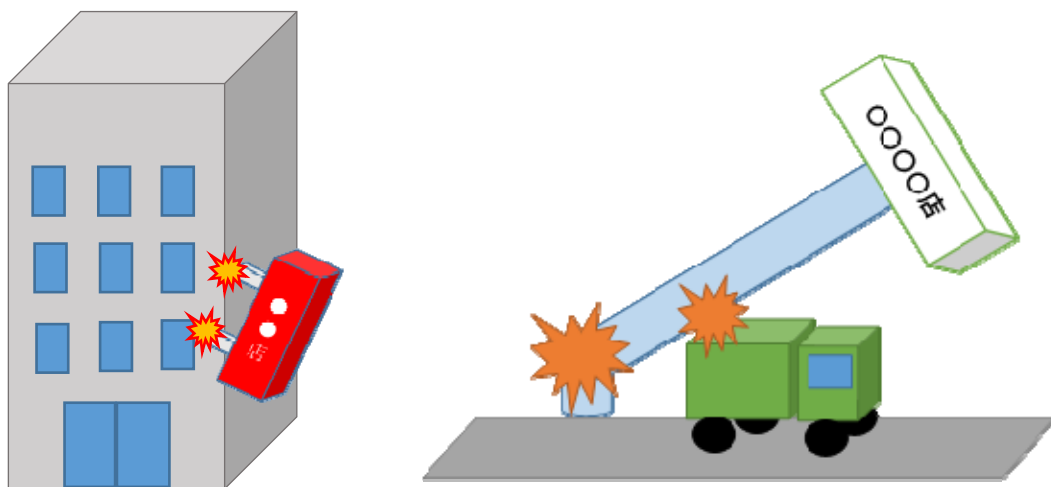
①管理義務者による適切な点検実施

- ・点検対象：すべての屋外広告物（はり紙、広告旗等軽易な広告物は除く）
- ・点検者：屋外広告士等の有資格者（埼玉県登録屋外広告業者含む）
- ・点検項目：最大17項目（基礎部や支持部、取付部、広告板、照明装置等の腐食や破損、変形等）

→屋外広告物の事故では、多大な損失が発生します。

- ・被害（人的被害・物的被害）があった場合、損害賠償責任
- ・管理に過失などがあった場合、刑事責任
- ・企業やお店の社会的信用の失墜

これらの損失を防止するためにも、屋外広告物の点検を実施してください。



ページ追加
屋外広告物条例改正に関する事項
・公共的取組み

公共的取組み

●景観形成方針

公益性の高い屋外広告物における運用の弾力化。

●配慮事項

①公共デジタルサイネージ等の設置促進

- ・多言語表示対応の公共デジタルサイネージ（公共案内板）等の設置促進

→案内板、公共掲示板等公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設等の設置、維持管理費用等に充てるものについては、屋外広告物の禁止地域である駅前広場等の公共空間でも表示できます。

②エリアマネジメント活動の推進

- ・民間が主体となったエリアマネジメント活動の自主財源確保の促進

→法人その他の民間団体が主体となった良好な環境の形成、地域の魅力向上等のための地域の公共的取組みに要する費用に充てるため、設置する屋外広告物で良好な景観の形成に寄与するものについては、屋外広告物の禁止地域である駅前広場等の公共空間でも表示できます。



駅前に設置されている公共デジタルサイネージ
(さいたま市)

OUTDOOR ADVERTISEMENT
GUIDELINES

屋外広告物ガイドライン

発行年月 令和〇年〇月改定
発行 戸田市都市計画課
戸田市上戸田 1-18-1

修正
発行年月

※本ガイドラインの内容を無断で使用することを禁止
します。